

第十号

徳島県流域下水道条例の一部改正について

徳島県流域下水道条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成二十七年九月十七日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県流域下水道条例の一部を改正する条例

徳島県流域下水道条例（平成二十一年徳島県条例第三十一号）の一部を次のように改正する。

第三条及び第四条中「第二十五条の十第二項」を「第二十五条の十八第二項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

下水道法の一部が改正されたことに伴い、所要の整理を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。